

土浦市ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土浦市がインターネット上に公開している土浦市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載について、土浦市広告掲載要綱（平成19年土浦市告示第212号。以下「要綱」という。）及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成19年土浦市告示第213号。以下「基準要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。ただし、年度を越えて掲載することはできない。

2 広告の掲載開始日は月の初日とし、広告の掲載終了日は月の末日とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置、掲載枠数、規格等については、別紙土浦市ホームページバナー広告仕様書（以下「仕様書」という。）の定めるところによる。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1か月当たり月額2万円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、広告を12か月連続で掲載する場合は、広告掲載料の1か月分に相当する額を減額することができる。

(広告の掲載の公募)

第6条 広告の掲載の募集は、公募によるものとする。

2 前項の公募は、広告枠を設置したとき又は空きが生じたときに、市ホームページ及び広報紙へ掲載する等の方法により行うものとする。

(広告の掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、土浦市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

2 前項に規定する申込みは、2枠を限度とする。

3 市長は、必要に応じて、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告の掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告の掲載の可否を決定し、土浦市ホームページ広告掲載申込審査結果通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告の掲載を適当と認める申込みが広告の掲載枠数を超える場合は、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がいるときは広告希望月数が多いものを優先するものとし、広告を掲載する期間が同一のときは申込みの受付順により決定する。

- (1) 公社，公団，公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある法人で，市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に掲げるもの以外の法人又は自営業者で市内に事業所等を有するもの
- (4) 前2号に掲げるもの以外の法人又は自営業者等

3 広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は，掲載の内容及び条件等を記載した承諾書（様式第3号）を市長に提出する。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は，市長が指定する期日までに，市が送付する納入通知書により広告の掲載の決定を受けた期間の広告掲載料の全額を納入しなければならない。

（広告の掲載原稿の作成及び提出）

第10条 広告主は，仕様書に定める規格により広告の掲載原稿（画像データに限る。以下「広告原稿」という。）を作成し，市長が指定する日までに提出しなければならない。

2 市長は，提出のあった広告原稿が，土浦市ホームページに掲載する広告として適当でないと判断したときは，広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。

（広告主の責任）

第11条 広告の内容に関する一切の責任は，広告主が負うものとする。

（広告の変更）

第12条 広告主は，1か月を単位として，掲載する広告の内容又はリンク先アドレスを変更することができる。

2 広告主は，前項の規定により，掲載する広告の内容又はリンク先アドレスを変更しようとするときは，その変更しようとする月の前月20日までに広告内容等変更申請書（様式第4号）を市長に提出して，その承認を得なければならない。

（広告の掲載期間の延長）

第13条 広告の掲載期間中において，市の都合その他の広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは，掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし，その日数が1日未満の場合は，掲載期間の延長は行なわない。

2 前項の規定により掲載期間を延長した場合において，記載する広告の数が第4条に規定する広告掲載枠数を超えたときは，広告枠数を増やし，延長した広告を掲載する。

3 第1項の掲載できなかった日数が10日間以上にわたり，かつ，掲載期間を延長する必要がない場合は，その掲載できなかった日数について日割計算で算出して得た額をもって清算するものとする。

（広告の掲載の取消し）

第14条 市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がなかったとき。

(3) 広告主又は広告の内容が不相当であると市長が判断したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか，土浦市ホームページへの広告の掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、土浦市ホームページ広告掲載取消決定通知書（様式第5号）により、広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己の都合により、土浦市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、広告主は、取り下げようとする日の1週間前までに、土浦市ホームページ広告掲載取下げ申出書（様式第6号）により市長に申し出なければならない。

（広告掲載料の返還）

第16条 納入された広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、納入された広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

（1）第13条第3項の規定による清算をしたとき。

（2）第14条第1項第4号の規定による広告掲載の決定の取消しをした場合において、広告主の責めに帰さない事由によるものと認められるとき。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載の決定を取り消した日の属する月の翌月以降の広告の掲載に係る広告掲載料の全額とする。ただし、広告の掲載を取り消した日の属する月の広告掲載料については、その取り消した日が当該月の20日以前であるときは、当該月に係る広告掲載料を日割計算で算出して得た額を返還し、その取り消した日が21日以降のときは、返還しないものとする。この場合において、返還する広告掲載料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 第1項ただし書の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 広告掲載料の返還を受けようとする者は、土浦市ホームページ広告掲載料返還請求書（様式第7号）により市長に請求するものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、仕様書において定めるものとする。

付 則

この要領は、平成20年1月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（申込先）土浦市長

住所又は所在地
 ふ り が な
 法人名又は団体名
 ふ り が な
 氏 名 ⑤
 電 話 ()
 F A X ()
 電子メールアドレス
 （団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

土浦市ホームページ広告掲載申込書

土浦市ホームページへの広告掲載について、次のとおり申し込みます。

法人その他の団体の事業概要		
広告の内容 （広告デザイン案の概要を記入してください。）		
リンク先アドレス	http://	
掲載希望期間	年 月から 年 月まで（計 か月） ※掲載期間は、1か月単位です。	
掲載希望枠数	枠 ※1枠の大きさは、縦50ピクセル*横150ピクセルです。	
申込者連絡先 （名刺の添付に代えても構いません。）	担当部署・氏名	*法人の場合は部署名を記入してください。
	電話番号	
	電子メールアドレス	
添付書類		

※ 申込みに当たっては、土浦市広告掲載要綱，土浦市広告掲載詳細基準要項，土浦市ホームページ広告掲載取扱要領を遵守いたします。

第 号
年 月 日

様

土浦市長

土浦市ホームページ広告掲載申込審査結果通知書

次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します。
	<input type="checkbox"/> 掲載しません。 【理由】
掲 載 枠 数	枠
掲 載 期 間	年 月 日から か月間
掲 載 料	円（ 円× 枠× か月間）
遵 守 事 項	土浦市広告掲載要綱，土浦市広告掲載詳細基準要項，土浦市ホームページバナー広告掲載取扱要領を遵守願います。

様式第3号（第8条関係）

承 諾 書

年 月 日

（届出先） 土浦市長

住所又は所在地

氏名又は団体名 ㊟

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記入してください。）

土浦市ホームページへの広告掲載に当たり、次の内容について承諾します。

件 名	バナー広告
広告の掲載場所	土浦市ホームページ
広告掲載料	円（消費税及び地方消費税を含む。）
広告掲載料納入期限	年 月 日（ ）
広告原稿のサイズ	（縦）50ピクセル×（横）150ピクセル
広告原稿の容量	KB
広告原稿の提出方法	
そ の 他	1 広告の内容については、土浦市の指示に従います。 2 土浦市広告掲載要綱、土浦市広告掲載詳細基準要項、土浦市ホームページバナー広告掲載取扱要領を遵守します。

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

（申請先） 土浦市長

住所又は所在地

氏名又は団体名

㊟

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。）

土浦市ホームページ広告掲載内容等変更申請書

土浦市ホームページへの広告掲載取扱要領第14条の規定に基づき、広告の内容等を変更したいので次のとおり申請します。

変 更 日	年 月分より変更	
変 更 す る 内 容	<input type="checkbox"/> バナー広告のデザイン	
	<input type="checkbox"/> その他	
リンク先アドレスの変更	変更前アドレス	
	変更後アドレス	
変 更 理 由		
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 広告原稿	
	<input type="checkbox"/> その他	

様

土浦市長

土浦市ホームページ広告掲載取消決定通知書

次のとおり決定しましたので通知します。

取 消 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載料が未納 <input type="checkbox"/> 広告原稿が未提出 <input type="checkbox"/> 広告又は広告内容が不適當 <input type="checkbox"/> その他
	理由
取 消 年 月 日	年 月 日
掲 載 料	<input type="checkbox"/> 返還なし <input type="checkbox"/> 返還あり 円（ 円× か所）

※ 返還がある場合は、土浦市ホームページ広告掲載料返還請求書（様式第7号）を提出してください。

様式第6号（第15条関係）

年 月 日

（申出先）土浦市長

住所又は所在地

ふ り が な

法人名又は団体名

ふ り が な

氏 名 ⑩

電 話 番 号 ()

F A X ()

電子メールアドレス

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記入してください。）

土浦市ホームページ広告掲載取下げ申出書

土浦市ホームページへの広告掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。

取下げ年月日	年 月 日
理 由	

※ 「取下げ年月日」の欄は、既に広告の掲載をしている場合に記載してください。

（請求先）土浦市長

住所又は所在地

ふりがな

法人名又は団体名

ふりがな

氏 名 ⑩

電 話 番 号 ()

F A X ()

電子メールアドレス

（団体にあつては、主たる事務所の所在地，名称
及び代表者の氏名を記入してください。）

土浦市ホームページ広告掲載料返還請求書

土浦市ホームページへの広告掲載料について、次のとおり返還を請求します。

請 求 金 額	円	
返 還 請 求 期 間	年 月 から 年 月 まで（計 か月）	
振 込 金 融 機 関	金融機関名	本・支店名
	預金種目	1 普通 2 当座
	支店番号	口座番号
	口座名義人（カタカナ）	

※ 口座名義人は、請求者本人としてください。

別 紙

土浦市ホームページバナー広告仕様書

1 広告掲載料

- (1) 月額1枠 20,000円(税込み)
- (2) 12か月連続で掲載する場合は、1か月分が減額されます。

2 広告掲載位置及び枠数

トップページの下段：12枠(掲載枠の位置については指定できません。)

3 広告の規格

サイズ	縦50ピクセル×横150ピクセル
画像データ形式	G I F又はJ P E G
容量	8KB以内

※画像は広告主が作成してください。(作成経費等は、広告主に負担していただくこととなります。)

※画像を切り替える場合は、G I Fアニメーションで作成し、画像2種類、切り替わる時間を2秒としてください。

※広告内容やデザインについては、修正をお願いする場合があります。

4 申込単位及び期間

- (1) 1か月単位での申込みができます。
- (2) 掲載期間は、同年度3月分まで申込みできます。(年度を越えての申込みはできません。)

5 注意事項及び申込方法

- (1) お申込みに当たっては、次の関係資料を必ずご確認ください。
 - ①土浦市広告掲載要綱
 - ②土浦市広告掲載詳細基準要項
 - ③土浦市ホームページバナー広告掲載取扱要領(別紙土浦市ホームページバナー広告仕様書を含む。)
- (2) 土浦市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、市税納税状況を確認できるもの(納税証明書又は市税領収証書【写し可】)を付けて掲載希望月の1か月前までに、土浦市役所広報広聴課まで、持参又は郵送(必着)してください。
- (3) 提出された申込書をもとに、広告掲載の可否を決定し、審査結果通知書・納入通知書(広告掲載の決定を受けた場合のみ)をお送りします。
- (4) 広告掲載決定の審査結果通知書を受け取られましたら、指定の期日までにバナー広告画像をご提出ください。また、広告料は、広告掲載の決定を受けた期間の全額を納入通知書で納めてください。

※申込み後、掲載希望日の前月20日までに審査結果通知書がお手元に届いていない場合はご連絡ください。

(5) 掲載できない広告

- ①法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③政治性又は宗教性のあるもの
- ④風俗営業及び風俗営業類似の業種
- ⑤市税を滞納している者の広告
- ⑥広告の禁止表現

土浦市広告掲載要項要綱及び土浦市広告掲載詳細基準要項において掲載を認められていないもののほか、次のいずれかに該当する場合は、掲載いたしません。

ア 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの

イ 市の情報と錯誤するおそれのある表現，画像を使用したもの

ウ 閲覧者の意思に反した動きをし，誤解を与えるおそれのある次のもの

(ア) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」など

(イ) アラートマーク

(ウ) ラジオボタン

エ 実際には機能しないもの

(ア) テキストボックス（テキスト入力が可能に見えるもの）

(イ) プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）

オ ア～エに掲げるもののほか，広告の表現として適当でないと認められるもの

6 その他

この仕様書に定めのないものについては，別途協議するものとします。

問い合わせ先

〒300-8686

土浦市大和町9番1号

土浦市市長公室広報広聴課広報広聴係

電話 029-826-1111 内線2331